新旧対照表　Times PAY加盟店規約（電子マネー決済）　2022年7月19日改定

（赤字部分を変更）

旧条文	新条文
第1条（用語の定義） （略） （1）Times PAY 加盟店が共通のインターフェースを用いてクレジットカード決済、電子マネー決済等の当社または電子マネー発行者（本条第10号にて定義され、以下同じとします）が提供する複数の決済サービス を組み合わせて利用することができるサービスをいいます。 （2）電子マネー決済 顧客（本条第7号にて定義されます）が加盟店より、商品（本条第6号にて定義されます）を購入しまたは提供を受けた際に、ネットワーク、端末等を媒介することにより、金銭等に代えて電子マネー（本条第8号にて定義されます）をTimes PAY端末（本条第14号にて定義されます）に移転し、商品の代金を支払う取引をいいます。 （略） （8）電子マネー 電子マネー発行者がICカード等に記録される金額に相当する対価を得て、電子マネー発行者の定める方法でICカード等に記録した金銭的価値をいいます。 （9）電子マネー加盟店契約 電子マネー発行者と当社との間で締結する加盟店契約をいいます。 （略） （新設） （11）ICカード等 （略） （12）チャージ （略） （13）移転 ネットワーク、Times PAY端末（本条第14号にて定義されます）等を媒介することにより、ICカード等に記録されている一定額の電子マネーを引去り、電子マネー発行者決済および当社の電子計算機、ICカード等またはTimes PAY端末に同額の電子マネーが積み増しされることをいいます。 （14）Times PAY端末 本決済サービスにあたり当社が加盟店に貸与した電子マネー決済にかかる端末をいいます。 （15）偽造 （略） （16）変造 （略） （17）提携手数料 本契約に基づき加盟店が電子マネー決済を利用するにあたり、電子マネー発行者および当社に対して支払う手数料をいいます。	第1条（用語の定義） （略） （1）Times PAY 加盟店が共通のインターフェースを用いて当社が提供する複数の決済サービス を組み合わせて利用することができるサービスをいいます。 （2）電子マネー決済 顧客（本条第7号にて定義されます）が加盟店より、商品（本条第6号にて定義されます）を購入しまたは提供を受けた際に、ネットワーク、端末等を媒介することにより、金銭等に代えて電子マネー（本条第8号にて定義されます）を決済端末（本条第15号にて定義されます）に移転し、商品の代金を支払う取引をいいます。 （略） （8）電子マネー 決済サービス提供会社等がICカード等に記録される金額に相当する対価を得て、決済サービス提供会社等の定める方法でICカード等に記録した金銭的価値をいいます。 （9）電子マネー加盟店契約 決済サービス提供会社等と当社との間で締結する加盟店契約をいいます。 （略） （11）決済サービス提供会社等 電子マネー発行者および電子マネー発行者が現在又は将来において提携する会社をいいます。 （12）ICカード等 （略） （13）チャージ （略） （14）移転 ネットワーク、決済端末（本条第15号にて定義されます）等を媒介することにより、ICカード等に記録されている一定額の電子マネーを引去り、決済サービス提供会社等および当社の電子計算機、ICカード等または決済端末に同額の電子マネーが積み増しされることをいいます。 （15）決済端末 本決済サービスにあたり当社または決済サービス提供会社等が加盟店に譲渡または貸与した電子マネー決済にかかる端末をいいます。 （16）偽造 （略） （17）変造 （略） （18）提携手数料 本契約に基づき加盟店が電子マネー決済を利用するにあたり、決済サービス提供会社等および当社に対して支払う手数料をいいます。
第2条（包括代理権） 1．加盟店は、以下の各号につき当社に包括代理権を付与するものとします。 （1）電子マネー発行者への加盟店の申請 （2）電子マネー発行者への加盟店に関する届出 （3）電子マネー発行者への売上請求確定（売上データの作成、電子マネー取引清算金請求手続等）に関する業務 （4）電子マネー発行者との間の電子マネー取引清算金の受領および提携手数料の支払に関する業務 （略）	第2条（包括代理権） 1．加盟店は、以下の各号につき当社に包括代理権を付与するものとします。 （1）決済サービス提供会社等への加盟店の申請 （2）決済サービス提供会社等への加盟店に関する届出 （3）決済サービス提供会社等への売上請求確定（売上データの作成、電子マネー取引清算金請求手続等）に関する業務 （4）決済サービス提供会社等との間の電子マネー取引清算金の受領および提携手数料の支払に関する業務 （略）

新旧対照表　Times PAY加盟店規約（電子マネー決済）　2022年7月19日改定

（赤字部分を変更）

旧条文	新条文
（6）電子マネー発行者から加盟店に対する通知等の受領 （7）その他、当社および加盟店が合意し、電子マネー発行者が承認した業務	（6）決済サービス提供会社等から加盟店に対する通知等の受領 （7）その他、当社および加盟店が合意し、決済サービス提供会社等が承認した業務
第3条（求償） 加盟店は、加盟店が本契約に基づき電子マネー発行者に対して負う義務について、当社が加盟店に代わり電子マネー発行者に履行した場合には、直ちに求償に応じその他必要な措置を講じるものとします。	第3条（求償） 加盟店は、加盟店が本契約に基づき決済サービス提供会社等に対して負う義務について、当社が加盟店に代わり決済サービス提供会社等に履行した場合には、直ちに求償に応じその他必要な措置を講じるものとします。
第4条（本契約の成立） 1. 加盟店になろうとする者（以下「申込者」といいます）は、本規約の各条項に同意した上で当社所定の方法で申込を行い、当社は加盟店として適当であると認めた申込者につき電子マネー発行者に対して加盟店としての適否の審査を依頼するものとします。 2. 第1項の結果、当社および電子マネー発行者が加盟店として適当と認め、当社が当社所定の方法により申込を承諾した日をもって、本契約ならびに申込者と電子マネー発行者間の加盟店契約が成立したものとします。なお、本契約に基づく加盟店は、当社の「Times PAY加盟店規約（クレジットカード決済）」の各条項に同意した上で当社所定の方法で申込を行い、当社が「Times PAY加盟店規約（クレジットカード決済）」の加盟店として適当であると認めた者であることを条件としますが、加盟店としての選定条件はこれに限られません。 （略）	第4条（本契約の成立） 1. 加盟店になろうとする者（以下「申込者」といいます）は、本規約の各条項に同意した上で当社所定の方法で申込を行い、当社は加盟店として適当であると認めた申込者につき決済サービス提供会社等に対して加盟店としての適否の審査を依頼するものとします。 2. 第1項の結果、当社および決済サービス提供会社等が加盟店として適当と認め、当社が当社所定の方法により申込を承諾した日をもって、本契約ならびに申込者と決済サービス提供会社等間の加盟店契約が成立したものとします。なお、本契約に基づく加盟店は、当社の「Times PAY加盟店規約（クレジットカード決済）」の各条項に同意した上で当社所定の方法で申込を行い、当社が「Times PAY加盟店規約（クレジットカード決済）」の加盟店として適当であると認めた者であることを条件としますが、加盟店としての選定条件はこれに限られません。 （略）
第5条（加盟店の責任） 1. 加盟店は、本規約および細則、ならびに電子マネー発行者が定める加盟店規約の各条項を承諾し、これらを遵守するものとします。 2. 加盟店が、本決済サービスを利用した取引で、加盟店の責に帰すべき事由より当社または電子マネー発行者に損害を与えた場合は、当社または電子マネー発行者が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。 （略）	第5条（加盟店の責任） 1. 加盟店は、本規約および細則、ならびに決済サービス提供会社等が定める加盟店規約の各条項を承諾し、これらを遵守するものとします。 2. 加盟店が、本決済サービスを利用した取引で、加盟店の責に帰すべき事由より当社または決済サービス提供会社等に損害を与えた場合は、当社または決済サービス提供会社等が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。 （略）
第7条（電子マネー取引） （略） 4. 電子マネー取引においては、顧客のICカード等からTimes PAY端末に、商品の代金額に相当する電子マネーの移転が完了した時点で、顧客の加盟店に対する代金債務が消滅するものとします。 5. 加盟店は、電子マネー取引を行うにあたって、Times PAY端末による取引代金の入力、電子マネーの移転を行い、このとき顧客に対し取引代金および電子マネーの残額の確認 およびその承認を取得するものとします。 6. 加盟店は、1回の電子マネー取引を2枚以上のICカード等により行うことはできないものとします。なお、顧客の電子マネーの残高が取引代金に満たない場合は、電子マネー発行者が特に認めた場合を除き、現金その他の支払い方法 により不足分の決済を行わせるものとします。 （略） 8. 加盟店は、電子マネー発行者、当社または加盟店のシステムの障害時、システムの通信時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、電子マネー取引を行うことができないことを予め承認します。その場合の自己の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも、電子マネー発行者および当社に対し責任を追及しないものとします。 （略） 10. 加盟店は、Times PAY端末について、紛失・盗難等の事実が判明した場合には、速やかに当社へ連絡するものとします。	第7条（電子マネー取引） （略） 4. 電子マネー取引においては、顧客のICカード等から決済端末に、商品の代金額に相当する電子マネーの移転が完了した時点で、顧客の加盟店に対する代金債務が消滅するものとします。 5. 加盟店は、電子マネー取引を行うにあたって、決済端末による取引代金の入力、電子マネーの移転を行い、このとき顧客に対し取引代金および電子マネーの残額の確認 およびその承認を取得するものとします。 6. 加盟店は、決済サービス提供会社等および当社が特に認めた場合を除き、1回の電子マネー取引を2枚以上のICカード等により行うことはできないものとします。なお、顧客の電子マネーの残高が取引代金に満たない場合は、決済サービス提供会社等が特に認めた場合を除き、現金その他の支払い方法 により不足分の決済を行わせるものとします。 （略） 8. 加盟店は、決済サービス提供会社等、当社または加盟店のシステムの障害時、システムの通信時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、電子マネー取引を行うことができないことを予め承認します。その場合の自己の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも、決済サービス提供会社等および当社に対し責任を追及しないものとします。 （略） 10. 加盟店は、決済端末について、紛失・盗難等の事実が判明した場合には、速やかに当社へ連絡するものとします。

新旧対照表　Times PAY加盟店規約（電子マネー決済）　2022年7月19日改定

（赤字部分を変更）

旧条文	新条文
第8条(電子マネー取引の円滑な実施) （新設） 1. 加盟店は、第7条第9項および第11条第3項に定める場合、または当該電子マネー取引を行ったならば本契約所定の条件に違反することになる場合を除き、正当な理由なく顧客との電子マネー取引を拒否したり、直接現金払いやクレジットカード、その他現金に代って支払いが可能な金券、他の電子的情報による支払い手段等の利用を要求したり、それらの利用の場合と異なる代金を請求するなど、電子マネー取引によらない一般の顧客より不利な取扱いを行わせてはならないものとします。 2. 加盟店は、電子マネー発行者または当社から依頼があった場合、加盟店と顧客との電子マネー取引の状況等の調査に誠実に協力するものとします。 3. 加盟店は、加盟店の責めに帰すべき事由に基づき、顧客から電子マネー取引および商品に関し、苦情、相談を受けた場合および顧客との間において紛議が生じた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し解決するものとします。	第8条(電子マネー取引の円滑な実施) 1. 加盟店は、信用販売を行う場合には、資金決済に関する法律、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。 2. 加盟店は、第7条第9項および第11条第5項に定める場合、または当該電子マネー取引を行ったならば本契約所定の条件に違反することになる場合を除き、正当な理由なく顧客との電子マネー取引を拒否したり、直接現金払いやクレジットカード、その他現金に代って支払いが可能な金券、他の電子的情報による支払い手段等の利用を要求したり、それらの利用の場合と異なる代金を請求するなど、電子マネー取引によらない一般の顧客より不利な取扱いを行わせてはならないものとします。 3. 加盟店は、決済サービス提供会社等または当社から依頼があった場合、加盟店と顧客との電子マネー取引の状況等の調査に誠実に協力するものとします。 4. 加盟店は、加盟店の責めに帰すべき事由に基づき、顧客から電子マネー取引および商品に関し、苦情、相談を受けた場合および顧客との間において紛議が生じた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し解決するものとします。
第9条（標識類の購入） 加盟店は、電子マネー発行者または当社から加盟店標識（第10条第1項にて定義されます。）等を購入する場合は、加盟店が購入する物品に相応する金額と判断できる場合、別途電子マネー発行者または当社が請求する金額を電子マネー発行者または当社が指定する期日までに電子マネー発行者または当社に対し支払うものとします。なお、支払われた加盟店標識等の代金は、当社または加盟店が本契約を解約または解除した場合にも返還されないものとします。	第9条（標識類の購入） 加盟店は、決済サービス提供会社等または当社から加盟店標識（第10条第1項にて定義されます。）等を購入する場合は、加盟店が購入する物品に相応する金額と判断できる場合、別途決済サービス提供会社等または当社が請求する金額を決済サービス提供会社等または当社が指定する期日までに決済サービス提供会社等または当社に対し支払うものとします。なお、支払われた加盟店標識等の代金は、当社または加盟店が本契約を解約または解除した場合にも返還されないものとします。
第10条（加盟店標識および商標） 1. 加盟店は、電子マネー発行者および当社が指定した加盟店標識（以下、「加盟店標識」といいます。）を、加盟店の店舗等の顧客が見やすいところに掲示するものとします。 2. 加盟店は、電子マネー取扱規則に基づく電子マネー発行者と顧客との契約関係を承認し、電子マネーに関するシステムの円滑な運営および電子マネー取引の普及向上に協力します。また、加盟店は電子マネー発行者または当社より電子マネーの利用促進施策およびこれに係る掲示物設置等の要請を受けたときはこれに協力します。 3. 電子マネー発行者またはその委託先は、電子マネーの利用促進のために、印刷物、電子媒体などに加盟店の名称および所在地などを掲載することができるものとし、加盟店はこれをあらかじめ異議なく承諾します。 4. 加盟店は、電子マネー取引に関する情報、Times PAY端末、加盟店標識などを本契約に定める以外の用途に使用せず、また、これを本契約に定める場合を除き、第三者に使用させないものとします。 5. 加盟店は、本契約の規定により認められている場合および電子マネー発行者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、電子マネー発行者の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品または営業に関する一切の表示（以下、「電子マネー発行者の表示」といいます。）および電子マネー発行者の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用しないことを徹底するものとします。	第10条（加盟店標識および商標） 1. 加盟店は、決済サービス提供会社等および当社が指定した加盟店標識（以下、「加盟店標識」といいます。）を、加盟店の店舗等の顧客が見やすいところに掲示するものとします。但し、決済サービス提供会社等および当社が、当該加盟店標識の形態若しくは使用方法の変更又は使用の一時的中止若しくは終了を求めたときは、加盟店は異議なく応じるものとします。 2. 加盟店は、電子マネー取扱規則に基づく電子マネー発行者と顧客との契約関係を承認し、電子マネーに関するシステムの円滑な運営および電子マネー取引の普及向上に協力します。また、加盟店は決済サービス提供会社等または当社より電子マネーの利用促進施策およびこれに係る掲示物設置等の要請を受けたときはこれに協力します。 3. 決済サービス提供会社等またはその委託先は、電子マネーの利用促進のために、印刷物、電子媒体などに加盟店の名称および所在地などを掲載することができるものとし、加盟店はこれをあらかじめ異議なく承諾します。 4. 加盟店は、電子マネー取引に関する情報、決済端末、加盟店標識などを本契約に定める以外の用途に使用せず、また、これを本契約に定める場合を除き、第三者に使用させないものとします。 5. 加盟店は、本契約の規定により認められている場合および決済サービス提供会社等の事前の書面による承諾を得た場合を除き、決済サービス提供会社等の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品または営業に関する一切の表示（以下、「決済サービス提供会社等の表示」といいます。）および決済サービス提供会社等の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用しないことを徹底するものとします。

新旧対照表　Times PAY加盟店規約（電子マネー決済）　2022年7月19日改定

（赤字部分を変更）

旧条文	新条文
6. 加盟店において、電子マネー発行者の定める商標等に関して、紛議が発生した場合は、電子マネー発行者の費用と責任において対処します。ただし、加盟店の責めに帰すべき事由により紛議が発生した場合には、加盟店は、電子マネー発行者および当社が負担した費用等を補償するものとします。 7. 電子マネー発行者が加盟店標識を変更した場合、加盟店は、変更後の加盟店標識を、第1項の定めに基づき掲示するものとします。	6. 加盟店において、決済サービス提供会社等の定める商標等に関して、紛議が発生した場合は、決済サービス提供会社等の費用と責任において対処します。ただし、加盟店の責めに帰すべき事由により紛議が発生した場合には、加盟店は、決済サービス提供会社等および当社が負担した費用等を補償するものとします。 7. 決済サービス提供会社等が加盟店標識を変更した場合、加盟店は、変更後の加盟店標識を、第1項の定めに基づき掲示するものとします。
第11条（商品等の引渡しおよび取扱対象外商品等） （略） 2. 加盟店は、電子マネー取引により顧客に引き渡しをする商品の引き渡し、提供等を複数回または継続的に行う場合に、その引き渡し、提供方法等に関してあらかじめ書面により電子マネー発行者および当社に申し出、承認を得るものとします。 3. 加盟店は、有価証券および金券等のほか、電子マネー発行者および当社が事前に定めた商品については、電子マネー取引を行わないものとします。	第11条（商品等の引渡しおよび取扱対象外商品等） （略） 2. 加盟店は、電子マネー取引により顧客に引き渡しをする商品の引き渡し、提供等を複数回または継続的に行う場合に、その引き渡し、提供方法等に関してあらかじめ書面により決済サービス提供会社等および当社に申し出、承認を得るものとします。 3. 加盟店は、商品を顧客へ複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、電子マネー決済を行った後に、顧客がクーリング・オフをしたときは、直ちに当社経由で決済サービス提供会社等に連絡するものとします。 4. 加盟店は、商品を顧客へ複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、加盟店の事由により引渡しまたは提供が困難となった場合、直ちにその旨を顧客および当社経由で決済サービス提供会社等へ連絡するものとします。 5. 加盟店は、有価証券および金券等のほか、決済サービス提供会社等および当社が事前に定めた商品については、電子マネー取引を行わないものとします。
第12条（無効ICカード等の取扱い） 1. 加盟店は電子マネー発行者または当社から電子マネーを無効とする旨の通知を受けた場合（特定の電子マネーを無効とする旨のデータ（以下「ネガデータ」といいます。）をTimes PAY端末が受信した場合を含みます）、当該通知によって無効とされた電子マネーの提示者に対する電子マネー取引を行わないものとします。また、加盟店は、無効とされたICカード等について、電子マネー発行者または当社の指示に従った取扱いを行うものとします。 （略）	第12条（無効ICカード等の取扱い） 1. 加盟店は決済サービス提供会社等または当社から電子マネーを無効とする旨の通知を受けた場合（特定の電子マネーを無効とする旨のデータ（以下「ネガデータ」といいます。）を決済端末が受信した場合を含みます）、当該通知によって無効とされた電子マネーの提示者に対する電子マネー取引を行わないものとします。また、加盟店は、無効とされたICカード等について、決済サービス提供会社等または当社の指示に従った取扱いを行うものとします。 （略）
第13条（偽造および変造された電子的情報の取扱い等） 1. 加盟店は、Times PAY端末に受取った電子的情報が、偽造または変造されたものであることが判明した場合には、電子マネー発行者の指定する方法により、当社にその旨をすみやかに連絡します。また、加盟店は、当該電子的情報について、当社の指示に従った取り扱いを行うものとします。 2. 万一、加盟店に前項に違反した取引を行った場合、加盟店は、電子マネー発行者および当社に対し当該取引に関わる電子マネー取引清算金の支払いを請求することができません。 3. 加盟店が第1項に規定する連絡を含む本契約上の義務を遵守した場合には、電子マネー発行者および当社は、加盟店に対し、電子マネー発行者が確認することができる額を限度として、偽造または変造された電子的情報について金銭による補償を行うものとします。ただし、電子マネー発行者が合理的な資料に基づき以下の各号の事実のいずれかを証明した場合には、この限りではありません。 （略）	第13条（偽造および変造された電子的情報の取扱い等） 1. 加盟店は、決済端末に受取った電子的情報が、偽造または変造されたものであることが判明した場合には、決済サービス提供会社等の指定する方法により、当社にその旨をすみやかに連絡します。また、加盟店は、当該電子的情報について、当社の指示に従った取り扱いを行うものとします。 2. 万一、加盟店に前項に違反した取引を行った場合、加盟店は、決済サービス提供会社等および当社に対し当該取引に関わる電子マネー取引清算金の支払いを請求することができません。 3. 加盟店が第1項に規定する連絡を含む本契約上の義務を遵守した場合には、決済サービス提供会社等および当社は、加盟店に対し、決済サービス提供会社等が確認することができる額を限度として、偽造または変造された電子的情報について金銭による補償を行うものとします。ただし、決済サービス提供会社等が合理的な資料に基づき以下の各号の事実のいずれかを証明した場合には、この限りではありません。 （略）

新旧対照表　Times PAY加盟店規約（電子マネー決済）　2022年7月19日改定

（赤字部分を変更）

旧条文	新条文
4. 紛失・盗難されたICカード等が使用された場合、または偽造・変造された電子的情報による売上などが発生した場合に、電子マネー発行者または当社が加盟店に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、加盟店は誠実に協力するものとします。また、加盟店は、電子マネー発行者もしくは当社から指示があった場合または電子マネー発行者もしくは当社が必要と判断した場合には、加盟店の店舗等の所在地を管轄する警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。	4. 紛失・盗難されたICカード等が使用された場合、または偽造・変造された電子的情報による売上などが発生した場合に、決済サービス提供会社等または当社が加盟店に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、加盟店は誠実に協力するものとします。また、加盟店は、決済サービス提供会社等もしくは当社から指示があった場合または決済サービス提供会社等もしくは当社が必要と判断した場合には、加盟店の店舗等の所在地を管轄する警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。
第14条（返品等の取扱い） 1. 加盟店は、電子マネー取引にあたり、返品その他により顧客との電子マネー取引の取消しを行う場合、顧客に対して当該取引代金を現金で払い戻すもの とします。この場合であっても、加盟店は当社に対して第16条に基づく提携手数料を支払うものとします。ただし、電子マネー発行者が指定する条件により電子マネー取引を取消す場合には、電子マネーを当該取引に使用したICカード等に積み増すことにより払い戻しを行わせることができるものとします。 （新設） 2. 加盟店は、電子マネー取扱規則において電子マネーが利用できない場合として列挙されている事項に該当するおそれがあると合理的に判断される場合、本契約に別段の定めがあるときを除き、前条第1項に準じて当社に連絡し、電子マネー発行者または当社の指示に従うものとします。	第14条（返品等の取扱い） 1. 加盟店は、電子マネー取引にあたり、返品その他により顧客との電子マネー取引の取消しを行う場合、顧客に対して当該取引代金を現金で払い戻すもの とします。この場合であっても、加盟店は当社に対して第16条に基づく提携手数料を支払うものとします。ただし、決済サービス提供会社等が指定する条件により電子マネー取引を取消す場合には、電子マネーを当該取引に使用したICカード等に積み増すことにより払い戻しを行わせることができるものとします。 2. 加盟店は、顧客に前項取引代金を現金で払い戻す場合には、加盟店の費用と責任をもって対処解決することとし、決済サービス提供会社等および当社に何らの請求、異議を述べないものとします。 3. 加盟店は、電子マネー取扱規則において電子マネーが利用できない場合として列挙されている事項に該当するおそれがあると合理的に判断される場合、本契約に別段の定めがあるときを除き、前条第1項に準じて当社に連絡し、決済サービス提供会社等または当社の指示に従うものとします。
第15条（電子マネー取引の売上金額の確定） 1. 電子マネー取引に関する売上金額は、加盟店がTimes PAY端末を使用し、当社の定める通信手段・手順等により、Times PAY端末から電子マネー発行者の指定する情報処理センターに移転および送信を完了させた時点で、確定するものとします。 2. 加盟店は、電子マネー取引によって顧客のICカード等より移転された電子マネーおよびこれに付随する情報を、電子マネー発行者の定める通信手段・手順等により電子マネー発行者の指定する情報処理センターに移転および送信し、またネガデータ等を受信するものとします。 3. 加盟店は、第7条第5項所定の時点で、顧客の加盟店に対する代金債務を電子マネー発行者が免責的に引き受け、その後直ちに、当社が当該代金債務を電子マネー発行者から免責的に引き受けることに同意します。 4. 顧客のICカード等がTimes PAY端末にかざされた際、マネーの引き去りがされたかどうかが不明な取引（以下「処理未了取引」といいます）が発生した場合は、電子マネー発行者または当社にて調査を行い、電子マネーの引き去りがされていないことが確認できた場合は、処理未了取引にかかる売上金額を、電子マネー取引に関する売上金額として取扱います。ただし、処理未了取引の発生にあたり、加盟店が当社が別途指定する方法で対応しなかった場合は、この限りではありません。	第15条（電子マネー取引の売上金額の確定） 1. 電子マネー取引に関する売上金額は、加盟店が決済端末を使用し、当社の定める通信手段・手順等により、決済端末から決済サービス提供会社等の指定する情報処理センターに移転および送信を完了させた時点で、確定するものとします。 2. 加盟店は、電子マネー取引によって顧客のICカード等より移転された電子マネーおよびこれに付随する情報を、決済サービス提供会社等の定める通信手段・手順等により決済サービス提供会社等の指定する情報処理センターに移転および送信し、またネガデータ等を受信するものとします。 3. 加盟店は、第7条第5項所定の時点で、顧客の加盟店に対する代金債務を決済サービス提供会社等が免責的に引き受け、その後直ちに、当社が当該代金債務を決済サービス提供会社等から免責的に引き受けることに同意します。 4. 顧客のICカード等が決済端末にかざされた際、マネーの引き去りがされたかどうかが不明な取引（以下「処理未了取引」といいます）が発生した場合は、決済サービス提供会社等または当社にて調査を行い、決済サービス提供会社等または当社が処理未了取引に係る電子マネー取引清算金の支払いを相当と認めた場合は、処理未了取引にかかる売上金額を、電子マネー取引に関する売上金額として取扱います。ただし、処理未了取引の発生にあたり、加盟店が当社が別途指定する方法で対応しなかった場合は、この限りではありません。

新旧対照表　Times PAY加盟店規約（電子マネー決済）　2022年7月19日改定

（赤字部分を変更）

旧条文	新条文
第16条（提携手数料および電子マネー取引清算金の支払い） （略） 2. 当社は、加盟店に対し、以下の表に定める取扱期間中に前条により確定した売上金額の合計より前項の提携手数料を差し引いた金額（以下、「電子マネー取引清算金」といいます。）を、WEB管理画面の支払明細の表示、または別途当社指定の申込みを行った加盟店に対しては支払通知書の送付をもって通知し、以下の表に定める取扱期間に対応する支払い日に、加盟店の指定金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、応当日が金融機関休業日の場合には、直前の営業日に支払うものとします。 取扱期間：月初　～　15日　／　支払日：月末 取扱期間：16日　～　月末　／　支払日：翌月15日 （略）	第16条（提携手数料および電子マネー取引清算金の支払い） （略） 2. 当社は、加盟店に対し、前条により確定した売上金額の合計より前項の提携手数料を差し引いた金額（以下、「電子マネー取引清算金」といいます。）を当社所定の方法で通知し、別途当社が定めるスケジュールで支払うものとします。 （略）
第17条（売上金額の確認） （略） 2. 電子マネー取引清算金の着金日から30日以内に加盟店が異議を述べない場合には、当社は、加盟店が支払明細の記載内容を異議なく承認したものとみなすことができるものとします。	第17条（売上金額の確認） （略） 2. 電子マネー取引清算金の着金日から15日以内に加盟店が異議を述べない場合には、当社は、加盟店が支払明細の記載内容を異議なく承認したものとみなすことができるものとします。
第18条（電子マネー取引清算金の支払いの取消しおよび留保） 1. 電子マネー取引または当該電子マネー取引によりTimes PAY端末から電子マネー発行者へ移転された電子マネーが以下のいずれかの事由に該当する場合、電子マネー発行者および当社は、加盟店に対し、当該電子マネー取引に関する電子マネー取引清算金の支払いの義務を負わないものとします。ただし、第2号に該当する場合で、電子マネー発行者および当社が当該電子マネー取引に関する電子マネー取引清算金の支払いを承認した場合はこの限りではないものとします。 （1）Times PAY端末または当社のシステムから電子マネー発行者へ移転された電子マネーが正当なものでないとき（当該電子マネーが偽造または変造されたものであった場合を含むが、これらに限りません。） （2）第11条第3項に違反して電子マネー取引が行われたとき （略） 3. 電子マネー発行者または当社が、電子マネー取引または当該電子マネー取引に関しTimes PAY端末から電子マネー発行者へ移転された電子マネーについて第1項各号の事由のいずれかに該当する疑いがあると判断した場合には、当社は調査が完了するまで当該電子マネー取引に係る電子マネー取引清算金の支払いを留保することができるものとし、この場合、当社は当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとします。 4. 前項の調査開始より30日を経過しても、第1項記載の各事由のいずれかに該当する疑いが解消しない場合には、当社は当該電子マネー取引清算金の支払い義務を負わないものとします。なおこの場合においても、電子マネー発行者および当社は調査を続けることができるものとする。 5. 前項後段の規定により引き続き調査を行ったときで、当該調査が完了し、電子マネー発行者および当社が当該電子マネー取引に係る電子マネー取引清算金の支払いを相当と認めた場合には、当社は当該電子マネー取引清算金を支払うものとします。	第18条（電子マネー取引清算金の支払いの取消しおよび留保） 1. 電子マネー取引または当該電子マネー取引により決済端末から決済サービス提供会社等へ移転された電子マネーが以下のいずれかの事由に該当する場合、決済サービス提供会社等および当社は、加盟店に対し、当該電子マネー取引に関する電子マネー取引清算金の支払いの義務を負わないものとします。ただし、第2号に該当する場合で、決済サービス提供会社等および当社が当該電子マネー取引に関する電子マネー取引清算金の支払いを承認した場合はこの限りではないものとします。 （1）決済端末または当社のシステムから決済サービス提供会社等へ移転された電子マネーが正当なものでないとき（当該電子マネーが偽造または変造されたものであった場合を含むが、これらに限りません。） （2）第11条第5項に違反して電子マネー取引が行われたとき （略） 3. 決済サービス提供会社等または当社が、電子マネー取引または当該電子マネー取引に関し決済端末から決済サービス提供会社等へ移転された電子マネーについて第1項各号の事由のいずれかに該当する疑いがあると判断した場合には、当社は調査が完了するまで当該電子マネー取引に係る電子マネー取引清算金の支払いを留保することができるものとし、この場合、当社は当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとします。 4. 前項の調査開始より15日を経過しても、第1項記載の各事由のいずれかに該当する疑いが解消しない場合には、当社は当該電子マネー取引清算金の支払い義務を負わないものとします。なおこの場合においても、決済サービス提供会社等および当社は調査を続けることができるものとします。 5. 前項後段の規定により引き続き調査を行ったときで、当該調査が完了し、決済サービス提供会社等および当社が当該電子マネー取引に係る電子マネー取引清算金の支払いを相当と認めた場合には、当社は当該電子マネー取引清算金を支払うものとします。
第19条（加盟店への調査等） 1. 電子マネー発行者および当社は、本契約に定める事項について、加盟店に対して調査の協力を求めることができ、加盟店はその求めに速やかに応じるものとします。	第19条（加盟店への調査等） 1. 決済サービス提供会社等および当社は、本契約に定める事項について、加盟店に対して調査の協力を求めることができ、加盟店はその求めに速やかに応じるものとします。

新旧対照表　Times PAY加盟店規約（電子マネー決済）　2022年7月19日改定

（赤字部分を変更）

旧条文	新条文
2. 電子マネー発行者および当社は、加盟店が行う電子マネー取引が不適当であると判断したときは、加盟店に対し商品、広告表現および電子マネー取引の方法等の変更もしくは改善または販売等の中止を求めることができるものとします。 （略）	2. 決済サービス提供会社等および当社は、加盟店が行う電子マネー取引が不適当であると判断したときは、加盟店に対し商品、広告表現および電子マネー取引の方法等の変更もしくは改善または販売等の中止を求めることができるものとします。 （略）
第20条（当社の免責） （略） 5. 当社は、電子マネー発行者との電子マネー決済に係る契約の維持および本決済サービス提供の維持に努めるものとしますが、その変更や終了については責任を負わないものとします。 6. 電子マネー発行者の責に帰すべき事由（これらの法的破綻および事実上の破綻を含みますが、これらに限りません）により、加盟店または顧客に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。 （略）	第20条（当社の免責） （略） 5. 当社は、決済サービス提供会社等との電子マネー決済に係る契約の維持および本決済サービス提供の維持に努めるものとしますが、その変更や終了については責任を負わないものとします。 6. 決済サービス提供会社等の責に帰すべき事由（これらの法的破綻および事実上の破綻を含みますが、これらに限りません）により、加盟店または顧客に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。 （略）
第21条（営業秘密等の守秘義務等） 1. 加盟店は、本契約の履行上知り得た当社または電子マネー発行者の技術上または営業上その他の秘密、Times PAY端末および付帯設備の規格等事業に関する情報、手数料料率その他の秘密（以下総称して「営業秘密等」といいます）を、当社または電子マネー発行者の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供、開示または漏洩しないものとし、本契約の履行目的以外に利用しないものとします。 2. 前項の営業秘密等には、電子マネー発行者または当社より加盟店宛に提供する事務連絡の情報等が含まれるものとします。 （略）	第21条（営業秘密等の守秘義務等） 1. 加盟店は、本契約の履行上知り得た当社または決済サービス提供会社等の技術上または営業上その他の秘密、決済端末および付帯設備の規格等事業に関する情報、手数料料率その他の秘密（以下総称して「営業秘密等」といいます）を、当社または決済サービス提供会社等の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供、開示または漏洩しないものとし、本契約の履行目的以外に利用しないものとします。 2. 前項の営業秘密等には、決済サービス提供会社等または当社より加盟店宛に提供する事務連絡の情報等が含まれるものとします。 （略）
第22条（顧客情報の守秘義務） （略） 2. 前項の顧客情報には次に定める情報が含まれますが、これに限られるものではありません。 （1）加盟店、当社および電子マネー発行者間でやり取りする顧客に関する情報 （2）当社または電子マネー発行者を経由せず、加盟店が受け取った顧客に関する情報（加盟店売上情報等） （略） 3. 加盟店は、顧客情報を滅失、毀損または漏洩等することがないような必要な措置を講じるものとし、当社および電子マネー発行者のみの支配が可能な範囲を除き、顧客情報の滅失、毀損または漏洩等に関して責任を負うものとします。 （略）	第22条（顧客情報の守秘義務） （略） 2. 前項の顧客情報には次に定める情報が含まれますが、これに限られるものではありません。 （1）加盟店、当社および決済サービス提供会社等間でやり取りする顧客に関する情報 （2）当社または決済サービス提供会社等を経由せず、加盟店が受け取った顧客に関する情報（加盟店売上情報等） （略） 3. 加盟店は、顧客情報を滅失、毀損または漏洩等することがないような必要な措置を講じるものとし、当社および決済サービス提供会社等のみの支配が可能な範囲を除き、顧客情報の滅失、毀損または漏洩等に関して責任を負うものとします。 （略）
第23条（情報漏えいリスク） 1. 加盟店は、顧客との間で本契約に基づいて行う電子マネー取引に関わる通信をするときは、電子マネー発行者または当社があらかじめ定めた方法により、電子マネー取引に関わる一切の情報およびシステムを第三者に閲覧・改竄・破壊されないための安全化措置を講じるものとします。 2. 前項の安全化措置については、電子マネー発行者または当社があらかじめ定めた方法による場合であっても、電子マネー発行者または当社が情報の保全を目的とした改善をなすことを申し出た場合には、加盟店は、その趣旨に基づき前項の安全化措置について所要の改善を講じるものとします。	第23条（情報漏えいリスク） 1. 加盟店は、顧客との間で本契約に基づいて行う電子マネー取引に関わる通信をするときは、決済サービス提供会社等または当社があらかじめ定めた方法により、電子マネー取引に関わる一切の情報およびシステムを第三者に閲覧・改竄・破壊されないための安全化措置を講じるものとします。 2. 前項の安全化措置については、決済サービス提供会社等または当社があらかじめ定めた方法による場合であっても、決済サービス提供会社等または当社が情報の保全を目的とした改善をなすことを申し出た場合には、加盟店は、その趣旨に基づき前項の安全化措置について所要の改善を講じるものとします。但し、決済サービス提供会社等または当社は、いかなる場合であっても、前項の安全化措置または本項の改善の結果について、安全性を保証するものではないものとします。

新旧対照表　Times PAY加盟店規約（電子マネー決済）　2022年7月19日改定

（赤字部分を変更）

旧条文	新条文
第24条（加盟店ならびに当社の第三者委託） 1. 当社は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を自己の責任において第三者に委託できるものとします。 2. 加盟店は、本契約に係わる業務処理を第三者へ委託する場合は、事前に当社の承認を得るものとします。その場合、加盟店は十分な顧客情報の保護水準を満たしている委託先を選定し、本規約において加盟店が負うのと同様の秘密保持義務を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとします。また、この場合でも加盟店は本規約に定める義務を免れるものではありません。なお、加盟店は、承認を求めた委託先について当社から不承認その他異議の申立があった場合には、委託の終了、委託先の変更等の対応をするものとします。 （略）	第24条（加盟店ならびに当社の第三者委託） 1. 当社および決済サービス提供会社等は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を自己の責任において第三者に委託できるものとします。 2. 加盟店は、本契約に係わる業務処理を第三者へ委託する場合は、事前に当社および決済サービス提供会社等の承認を得るものとします。その場合、加盟店は十分な顧客情報の保護水準を満たしている委託先を選定し、本規約において加盟店が負うのと同様の秘密保持義務を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとします。また、この場合でも加盟店は本規約に定める義務を免れるものではありません。なお、加盟店は、承認を求めた委託先について当社から不承認その他異議の申立があった場合には、委託の終了、委託先の変更等の対応をするものとします。 （略）
第25条（第三者からの申立） 1. 顧客情報の滅失、毀損または漏洩等に関し、顧客を含む第三者から、訴訟または訴訟外において、当社または電子マネー発行者に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、加盟店は当該申立の調査解決等につき当社または電子マネー発行者に全面的に協力するものとします。 2. 前項の第三者からの当社または電子マネー発行者に対する申立が、第22条第3項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社または電子マネー発行者が当該申立を解決するのに要した全ての費用を負担するものとします。 3. 本条の定めは、本契約終了後も有効とするものとし、営業秘密等の滅失、毀損または漏洩等に関し、第三者から当社または電子マネー発行者に対する損害賠償等の申立がされた場合に準用されるものとします。	第25条（第三者からの申立） 1. 顧客情報の滅失、毀損または漏洩等に関し、顧客を含む第三者から、訴訟または訴訟外において、当社または決済サービス提供会社等に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、加盟店は当該申立の調査解決等につき当社または決済サービス提供会社等に全面的に協力するものとします。 2. 前項の第三者からの当社または決済サービス提供会社等に対する申立が、第22条第3項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社または決済サービス提供会社等が当該申立を解決するのに要した全ての費用を負担するものとします。 3. 本条の定めは、本契約終了後も有効とするものとし、営業秘密等の滅失、毀損または漏洩等に関し、第三者から当社または決済サービス提供会社等に対する損害賠償等の申立がされた場合に準用されるものとします。
第26条（反社会的勢力の排除） （略） 2. 加盟店は、加盟店（加盟店の親会社および子会社その他の関連会社を含みます）またはその役員もしくは従業員が自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。 （略） （5）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社もしくは電子マネー発行者の信用を毀損し、または、当社もしくは電子マネー発行者の業務を妨害する行為 （略）	第26条（反社会的勢力の排除） （略） 2. 加盟店は、加盟店（加盟店の親会社および子会社その他の関連会社を含みます）またはその役員もしくは従業員が自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。 （略） （5）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社もしくは決済サービス提供会社等の信用を毀損し、または、当社もしくは決済サービス提供会社等の業務を妨害する行為 （略）
第28条（中途解約） 加盟店または当社は、相手方に対して2ヶ月前までに書面により解約日を通知することにより、いつでも本契約を中途解約することができるものとします。この場合、相手方は事由の如何を問わず、損害賠償を請求できないものとします。かかる中途解約通知に中途解約日が定められていない場合には、当該書面到達の日（第6条第2項の場合を含みます）から2ヶ月を経過した日を中途解約日とします。ただし、中途解約日以降に電子マネー発行者より代理受領した電子マネー取引清算金があった場合には、当社は、当該電子マネー取引清算金引渡事務完了まで残存事務を遂行するものとします。	第28条（中途解約） 加盟店または当社は、相手方に対して2ヶ月前までに書面により解約日を通知することにより、いつでも本契約を中途解約することができるものとします。この場合、相手方は事由の如何を問わず、損害賠償を請求できないものとします。かかる中途解約通知に中途解約日が定められていない場合には、当該書面到達の日（第6条第2項の場合を含みます）から2ヶ月を経過した日を中途解約日とします。ただし、中途解約日以降に決済サービス提供会社等より代理受領した電子マネー取引清算金があった場合には、当社は、当該電子マネー取引清算金引渡事務完了まで残存事務を遂行するものとします。

新旧対照表　Times PAY加盟店規約（電子マネー決済）　2022年7月19日改定

（赤字部分を変更）

旧条文	新条文
第29条（契約の解除） 1. 加盟店が次の事項に該当する場合には、当社は加盟店に催告することなく直ちに本契約を解除できるものとし、これにより当社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。なお、本条に基づく解除がなされた場合、前条ただし書きが準用されるものとしますが、電子マネー発行者が第18条に基づき電子マネー取引清算金の支払いの取消しおよび留保をしていたときは準用しません。 （略） （9）電子マネー発行者との取引にかかわる場合を含めて電子マネー決済制度を悪用していることが判明した場合 （10）Times PAY端末を電子マネー決済以外の目的での使用や第三者に使用させた場合 （略） （14）加盟店もしくは従業員による顧客情報の濫用または加盟店設置のTimes PAY端末等からのデータの流出が判明した場合 （略）	第29条（契約の解除） 1. 加盟店が次の事項に該当する場合には、当社は加盟店に催告することなく直ちに本契約を解除できるものとし、これにより当社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。なお、本条に基づく解除がなされた場合、前条ただし書きが準用されるものとしますが、決済サービス提供会社等が第18条に基づき電子マネー取引清算金の支払いの取消しおよび留保をしていたときは準用しません。 （略） （9）決済サービス提供会社等との取引にかかわる場合を含めて電子マネー決済制度を悪用していることが判明した場合 （10）決済端末を電子マネー決済以外の目的での使用や第三者に使用させた場合 （略） （14）加盟店もしくは従業員による顧客情報の濫用または加盟店設置の決済端末等からのデータの流出が判明した場合 （略）
第30条（契約期間） （略） 2. 前項の定めにかかわらず、加盟店が本決済サービスを2年間のうち一度も利用しなかったときには、本契約は当該未利用期間（2年間）の経過をもって当然に終了するものとします。 （略） 4. 当社と電子マネー発行者との電子マネー決済に係る契約が理由の如何を問わず終了した場合は、本契約も同時に終了するものとします。	第30条（契約期間） （略） 2. 前項の定めにかかわらず、加盟店が本決済サービスを1年間のうち一度も利用しなかったときには、本契約は当該未利用期間（1年間）の経過をもって当然に終了するものとします。 （略） 4. 当社と決済サービス提供会社等との電子マネー決済に係る契約が理由の如何を問わず終了した場合は、本契約も同時に終了するものとします。
第31条（契約終了時の加盟店の義務） （略） 2. 加盟店は、本契約が終了した場合には、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識をとりはずすとともに、当社から交付されていたTimes PAY端末、書類、物品等の一切を速やかに当社に返却し、以後、顧客との取引にあたり、本契約に基づく電子マネー決済を行わないものとします。また、加盟店の本契約に基づく当社に対する未履行の債務がある場合には、加盟店は直ちに当該債務を履行するものとします。	第31条（契約終了時の加盟店の義務） （略） 2. 加盟店は、本契約が終了した場合には、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識をとりはずすとともに、当社または決済サービス提供会社等から貸与されていた決済端末、書類、物品等の一切を速やかに当社または決済サービス提供会社等に返却し、以後、顧客との取引にあたり、本契約に基づく電子マネー決済を行わないものとします。また、加盟店の本契約に基づく当社に対する未履行の債務がある場合には、加盟店は直ちに当該債務を履行するものとします。
第32条（損害賠償） 1. 加盟店は、本規約に違反し当社または電子マネー発行者に損害を与えた場合には、当該損害を賠償するものとします。また、本契約に関する業務に係わる加盟店の行為により当社または電子マネー発行者に訴えその他の請求がなされた場合には、これを加盟店の費用と責任において解決するものとし、当社または電子マネー発行者に損害が生じた場合には、これを賠償するものとします。 （略）	第32条（損害賠償） 1. 加盟店は、本規約に違反し当社または決済サービス提供会社等に損害を与えた場合には、当該損害を賠償するものとします。また、本契約に関する業務に係わる加盟店の行為により当社または決済サービス提供会社等に訴えその他の請求がなされた場合には、これを加盟店の費用と責任において解決するものとし、当社または決済サービス提供会社等に損害が生じた場合には、これを賠償するものとします。 （略）
第34条（電子マネー発行者への情報提供） 1. 加盟店は、電子マネー発行者または当社が公的機関などから法令等に基づく開示要求を受けたとき、その他電子マネー発行者または当社が相当と認め承認したときには、届出情報その他電子マネー取引に関する情報を開示する場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。 2. 加盟店は、届出情報に含まれる情報その他の加盟店情報等を、電子マネー発行者または当社がICカード等の普及促進活動に利用することに同意するものとします。	第34条（決済サービス提供会社等への情報提供） 1. 加盟店は、決済サービス提供会社等または当社が公的機関などから法令等に基づく開示要求を受けたとき、その他決済サービス提供会社等または当社が相当と認め承認したときには、届出情報その他電子マネー取引に関する情報を開示する場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。 2. 加盟店は、届出情報に含まれる情報その他の加盟店情報等を、決済サービス提供会社等または当社がICカード等の普及促進活動に利用することに同意するものとします。

新旧対照表　Times PAY加盟店規約（電子マネー決済）　2022年7月19日改定

（赤字部分を変更）

旧条文	新条文
（略） （新設）	（略） 4.　加盟店は、決済サービス提供会社等および当社が行う加盟店申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、及び、電子マネーの利用促進にかかわる業務に利用するために、申込者情報、及び店舗情報等を利用することに同意するものとします。 5. 加盟店は、決済サービス提供会社等および当社が、本契約が不成立となった場合であってもその不成立の理由の如何を問わず、加盟申込をした事実、内容について、業務上必要な範囲で利用することに同意するものとします。 6. 加盟店は、決済サービス提供会社等および当社が、本契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等及び乙が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとします。
第35条（電子マネー決済の円滑な実施） 1. 加盟店は、信用販売を行う場合には、資金決済に関する法律、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。 2. 加盟店は、商品を顧客へ複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、電子マネー決済を行った後に、顧客がクーリング・オフをしたときは、直ちに当社経由で電子マネー発行者に連絡するものとします。 3. 加盟店は、商品を顧客へ複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、加盟店の事由により引渡しまたは提供が困難となった場合、直ちにその旨を顧客および当社経由で電子マネー発行者へ連絡するものとします。	（第8条へ移動） （第11条へ移動） （第11条へ移動）
第36条（状況報告） 加盟店は、当社から求められたときは、最新の決算状況および特定時期の財務状況について、書面その他当社が適当と認める方法により、当社に対し報告を行うものとします。また、当社は、電子マネー発行者に対し、これらを報告することができるものとします。	第35条（状況報告） 加盟店は、当社から求められたときは、最新の決算状況および特定時期の財務状況について、書面その他当社が適当と認める方法により、当社に対し報告を行うものとします。また、当社は、決済サービス提供会社等に対し、これらを報告することができるものとします。
第37条（個人情報安全管理措置） （略） 4. 当社または電子マネー発行者は、加盟店による顧客情報の漏洩等が安全管理措置の不備（加盟店が設置するコンピュータその他サーバの脆弱性を含みますが、これに限りません）に起因するものと認めた場合には、加盟店に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、加盟店は、当該指導に基づき必要な措置を講じるものとします。この指導は以下のものを含みますが、これに限らないものとします。 （略） （2）加盟店が与信照会後は保管・管理を禁止されている暗証番号、セキュリティーコード（CVV2・CVC2 ）、その他当社または電子マネー発行者が指定する情報の廃棄の徹底	第36条（個人情報安全管理措置） （略） 4. 当社または決済サービス提供会社等は、加盟店による顧客情報の漏洩等が安全管理措置の不備（加盟店が設置するコンピュータその他サーバの脆弱性を含みますが、これに限りません）に起因するものと認めた場合には、加盟店に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、加盟店は、当該指導に基づき必要な措置を講じるものとします。この指導は以下のものを含みますが、これに限らないものとします。 （略） （2）加盟店が与信照会後は保管・管理を禁止されている暗証番号、セキュリティーコード（CVV2・CVC2 ）、その他当社または決済サービス提供会社等が指定する情報の廃棄の徹底
第38条（iD決済システムを利用した信用販売取引） 非接触ICチップを用いた決済サービス（以下「iD決済システム」という）の利用に必要な会員情報が登録された非接触ICチップを装備し、iD決済システムに対応する機能を備えた携帯電話、カードおよびその他の媒体（以下「iD携帯等」という）を利用した信用販売取引を行う場合は、「カード」を「iD携帯等」と読み替えたうえで、「Times PAY加盟店規約（クレジットカード決済）」を適用するものとする。	第37条（iD決済システムを利用した信用販売取引） 非接触ICチップを用いた決済サービス（以下「iD決済システム」という）の利用に必要な会員情報が登録された非接触ICチップを装備し、iD決済システムに対応する機能を備えた携帯電話、カードおよびその他の媒体（以下「iD携帯等」という）を利用した信用販売取引を行う場合は、「カード」を「iD携帯等」と読み替えたうえで、「Times PAY加盟店規約（クレジットカード決済）」を適用するものとします。
第39条（本規約に定めのない事項） （略）	第38条（本規約に定めのない事項） （略）
第40条（準拠法） （略）	第39条（準拠法） （略）
第41条（合意管轄裁判所） （略）	第40条（合意管轄裁判所） （略）